

会津若松市地域情報化基本計画

平成 1 3 年 3 月

会 津 若 松 市

1.1 地域情報化基本計画策定の背景・趣旨

インターネットの爆発的な普及に代表されるIT(1)革命は、地域社会の様々な分野で大きくかつ急速な変化をもたらしています。行政情報化においては、今まで推進してきた行政機関内部の情報共有システムに止まらず、行政機関相互、対市民等外部との情報通信システムの早期構築が求められており、地域情報化の面では、高度化・多様化する市民ニーズに応えるためのシステムの構築が必要となっています。

こうしたことから、本市では平成12年8月から11月まで産・学・官のメンバーによる「会津若松市高度情報化懇話会」を開催し、それぞれの立場から本地域における情報化の方向性について議論していただき、11月に本懇話会から提言を頂いたところであり、本懇話会からの提言に基づき、市が行う情報化施策の方向性を示すことを目的に本計画を策定するものであります。

1.2 地域情報化の定義

以前より「地域情報化」という言葉はさまざまな使われ方をしてきましたが、市民、地域産業、大学、行政等地域を構成する様々な団体の間を繋ぎ、情報流通をなめらかにし、地域の構成員全体で拡大・発展するものであると考えられます。

この計画では「地域情報化」の定義を「情報通信技術の利活用と情報の流通による地域課題の克服や地域の活性化、豊かな生活の創造を図ること」と捉え、情報通信システムの利活用だけでなく、情報流通を促進するための施策や制度、人材育成等も含めるものとします。

1.3 地域情報化基本計画の位置づけ・期間

本計画は平成13年度から平成15年度までの間に本市が実施する地域情報化施策の方向性を示すものであり、本計画に基づき実施する事業の具体的内容については、情報通信分野の技術進展や普及のスピードが極めて早く、それに伴った市民ニーズの変化も考えられることから、実施時期の社会情勢、技術動向、市民ニーズ等を勘案して検討していくものであります。

なお、本計画の計画期間については、現在、国が中心となって進めている情報化施策が平成15年度を目途としていること、また、それによって地方公共団体の施策の方向性、内容が左右されること、さらには、社会経済情勢の変化が激しく長期的な予測が難しいことなどから3年間を目途とするものであります。

≡ 2 情報化を取り巻く現状 ≡

2.1 情報通信に関する社会・経済の動向

(1) インターネットの普及と関連ビジネスの拡大

インターネット利用者数は急速に増加しており、国内におけるインターネット利用者数は、平成11年末で約2,700万人と推計され、平成17年末には7,670万人に達すると予想されています。

また、携帯端末や携帯電話などの多機能化・低廉化などによるモバイル利用⁽¹⁾が増加しているなど、その利用形態も多様化しています。

インターネットの普及に伴い、その関連ビジネスも拡大している状況にあります。そのインターネット関連ビジネスは、以下の4つに分類されます。

インターネット・サービス・プロバイダ⁽²⁾等のインターネットへの接続サービスを提供するビジネスに係る「インターネット接続ビジネス市場」

インターネットに接続されるコンピュータ等の端末機器市場である「インターネット接続端末市場」

ネットワーク構築に必要なサーバー等の機器、管理運用サービス、ソフトウェア市場の「インターネット構築関連市場」

その他インターネットの普及により拡大した、通信や広告等の「インターネット周辺ビジネス市場」

平成11年におけるインターネット関連ビジネスの市場規模の総額は、6兆3,958億円(対前年比60.3%増)となっており、今後もインターネットの普及に伴い、平成17年には3兆2,500億円まで拡大するものと予想されています。

(2) ライフスタイルの多様化

インターネットの普及に伴い、様々な企業などでインターネットによる通信販売やチケットの予約等を始めており、日常生活の取引がインターネットを通じて可能となっています。また、自宅などでインターネットを活用して仕事をおこなうSOHO⁽³⁾についても増加しており、個人のライフスタイルが多様化しています。

2.2 国・県の動向

(1) IT戦略本部等の設置

国では平成12年7月に「情報通信技術(IT)戦略本部」及び「IT戦略会議」を設置しました。

「情報通信技術(IT)戦略本部」は、世界規模で情報通信技術による産業・経済

1 モバイル利用

携帯電話や小型のコンピューター端末を使い、外出先や屋外からインターネットや電子メールなどを利用すること

2 インターネット・サービス・プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する通信事業者

3 SOHO

コンピュータや情報通信技術を活用して、小さな事務所や在宅で業務を行う事業形態

構造の変革（IT革命）が起こっているという認識のもと、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、かつ国際的に競争力のある「IT立国」の形成を目指した施策を総合的に推進するために設置されました。同時に、IT革命の推進に関する検討をおこなうために、有識者で構成される「IT戦略会議」を設置しました。

また、総務省（旧自治省）では、IT戦略本部の設置を受けて、地方自治体における情報化施策の推進を積極的に支援することを目的として「情報通信技術（IT）革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部」（略称：地域IT推進本部）を設置しました。

(2) 「地域IT推進のための自治省アクション・プラン」の策定

平成12年12月に「地域IT推進本部」において、自治省が平成15年度までに実施する取り組み内容を年度毎に具体的に示した「地域IT推進のための自治省アクション・プラン」を策定しました。

（推進事業）

- 行政におけるオンライン化の推進
 - 総合行政ネットワークの整備
 - 庁内LAN・一人一台パソコンの整備
- 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進
 - 地方公共団体における組織認証基盤の整備
 - 地方公共団体における個人認証基盤の整備
 - 個別手続のオンライン化の推進
- 地域における情報通信基盤の整備
 - 住民基本台帳ネットワークシステムの整備
- 消防防災分野における情報通信の高度化等
 - 消防防災分野における情報基盤の整備等
 - 消防防災分野における情報通信の高度化
- 各行政分野における情報化の推進
 - 統合型地理情報システムの整備促進
 - デジタル・ミュージアム構想⁽¹⁾
 - 歳入・歳出手続きの電子化、電子調達
 - 電子機器利用による選挙システムの検討
 - 地方公営企業の効率化・高度化の推進
- 電子化推進のための体制づくり
 - 地方公共団体が行う体制整備等への支援
 - IT基礎技能講習開催の推進
- コンピュータ・セキュリティ対策及び個人情報保護対策

1 デジタル・ミュージアム構想

文化財や美術品などを電子的に保存し、公共施設やインターネットなどで誰でも自由に閲覧できる仕組みを構築すること

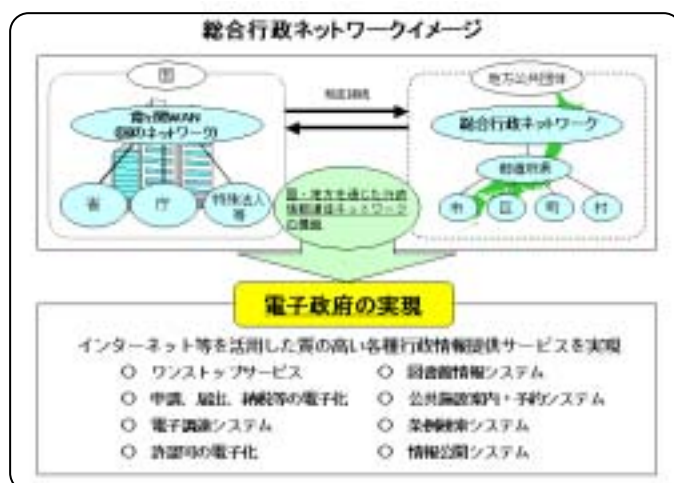
(3) 住民基本台帳ネットワーク・総合行政ネットワークと認証基盤の整備

国は、「電子政府」や「電子自治体」の構築など、行政サービスの情報化について積極的に取り組む姿勢を強めています。国による具体的な情報化施策として注目されているものとして、「住民基本台帳ネットワーク」と「総合行政ネットワーク」があります。

「住民基本台帳ネットワーク」は、平成15年度実施に向けてシステム整備の準備が始まっています。これは、住民基本台帳の4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と住民票コードにより、全国共通で本人確認ができるシステムを構築しようとするものであり、これにより、居住地以外でも住民票が取れる、転入転出の手続きが一度で済むなどの利便性の向上が図られます。

「総合行政ネットワーク」は、全国の地方自治体間や国との間でネットワークを構築し、申請等のオンライン化や文書の電子化、情報の共有化などにより、事務の迅速化や効率化を図ることとしております。

また、申請等のオンライン化を実現するためには、その電子文書等が真に申請者によってなされたものか等を確認するための認証基盤の整備を行う必要があるため、平成15年度までに地方公共団体における組織認証基盤及び個人認証基盤の構築をおこなうこととしています。



(4) 「うつくしまeビジョン ～イグドラシル(1)・プラン～」の策定

県では、「うつくしまeビジョン ～イグドラシル・プラン～」を策定し、今後10年間の福島県における高度情報通信社会構築に向けた将来構想を示しました。

ここでは、

情報システムの整備による地域の活性化や住民福祉の向上

県民だれもが恩恵を受けられる環境の整備

「電子県庁」の実現による県民サービスの向上と開かれた県政の推進の高度情報化の整備理念とし、「ハイクオリティ電子社会ふくしまの創造」を基本目標として掲げています。

また、このプランでは、福島県における情報化施策の指針とするため、今後3年間の高度情報化推進に関する具体的な施策を提示しています。

1 イグドラシル

イグドラシルとは、北欧神話に登場するすべての大地に根と枝葉を伸ばしている巨木で、世界に繋がる情報通信網（世界樹）がうつくしまの大地にしっかりと根を下ろし、やがて張り巡らした根の先々から様々な木が育ち、全体として電子社会を支える森となることをイメージしている。

(具体的施策)

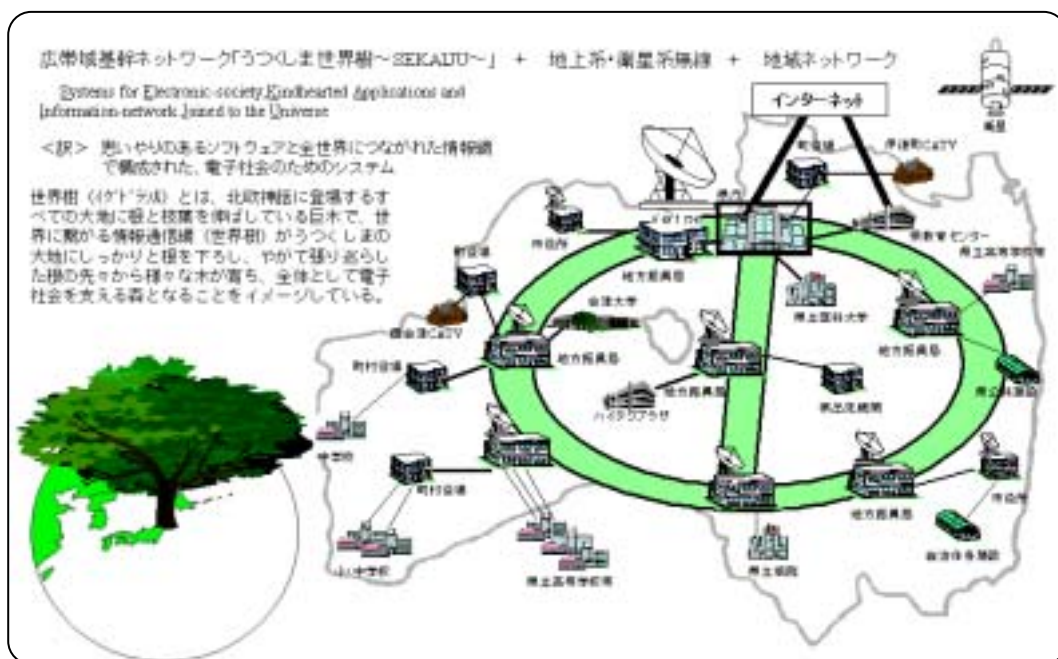
うつくしま新世代情報基盤の構築

電子県庁の基盤構築

高度情報通信システムの整備

情報通信技術に対応した新事業創出支援の強化

情報バリアフリー環境の整備



うつくしま新世代情報基盤の概念図

≡ 3 会津若松市の将来像

3.1 地域情報化の基本目標

これまでの背景や現状を踏まえ、地域情報化の基本目標を以下の通りとします。

基本目標

- 1 地域課題の克服と生活者の利便性の向上
- 2 会津若松市のポテンシャルの向上
- 3 高度情報社会に対応した地域づくり

基本目標の主旨

1 地域課題の克服と生活者の利便性の向上

新しい情報通信技術を最大限に活用し、少子・高齢化や国際化、環境問題、さらには地域産業の振興や新しい産業の育成など、山積している地域課題の解決を図っていきます。

また、地域で生活する市民が心や生活の豊かさを実感できる地域づくりが求められており、これを実現するための情報化施策を進めます。

2 会津若松市のポテンシャルの向上

会津若松市は、歴史・文化・産業など他地域と大きく異なる特色を持っています。この本来持っている特色をさらに強調し、会津ブランドの定着を図るため、市民や企業、行政等地域が一体となって本市の特色・魅力を外部へ発信し、地域の活性化を図っていきます。

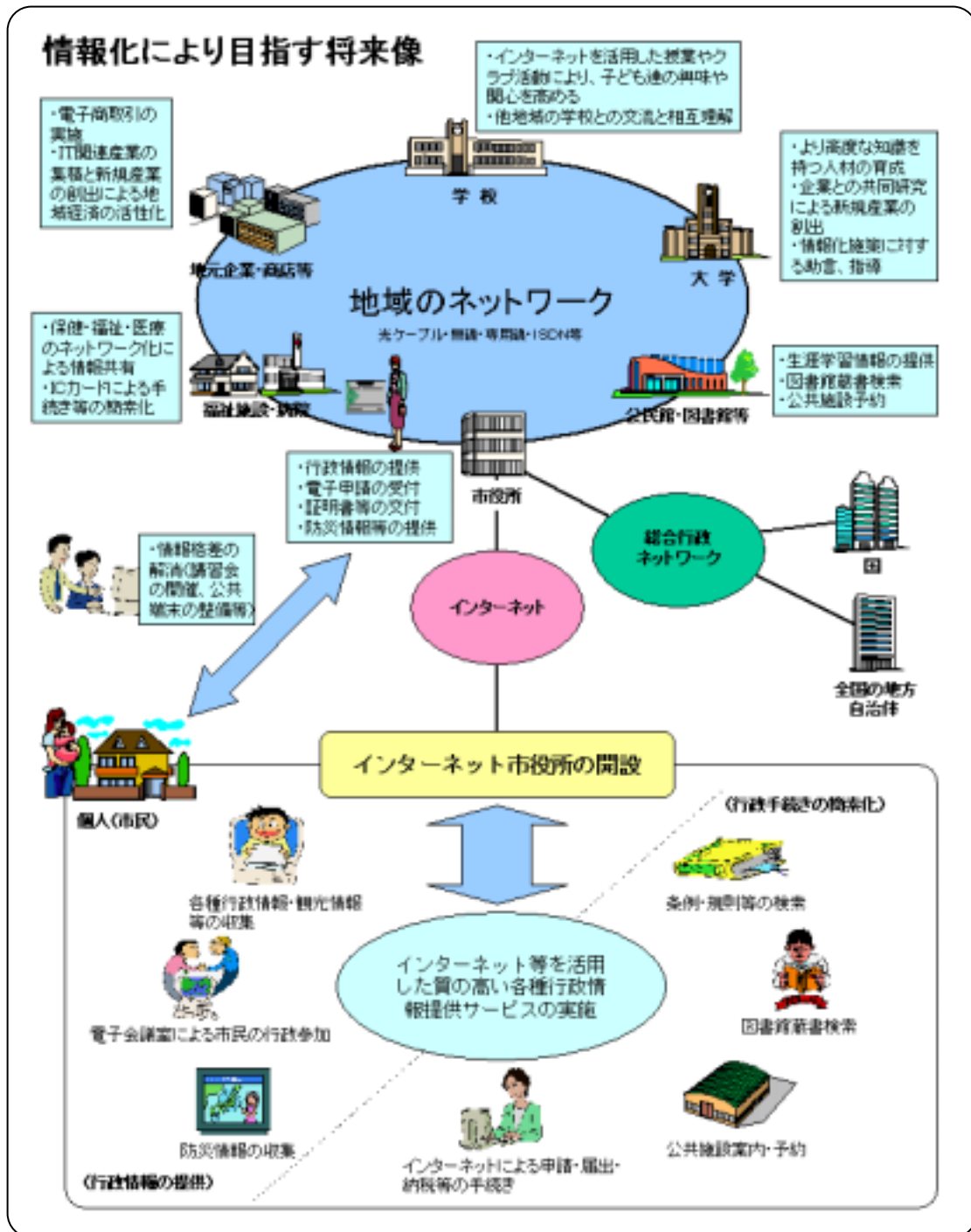
3 高度情報社会に対応した地域づくり

情報通信技術の進展により、大きく構造が変化しつつある産業・教育・行政等社会・経済活動に地域全体が対応できるような施策を展開していきます。

また、一方では、情報格差の問題のように高度情報社会が生み出す問題もあることから、その解決も図っていきます。

3.2 会津若松市の将来像

前述の基本目標を達成することにより実現される本市の将来像は、次のイメージのようになります。



≡ 4 地域の現状と課題 ≡

4.1 教育・文化分野

(1) 学校における情報教育

学校教育の情報化では、現在、パソコンが中学校で2人に1台、小学校で3人に1台の割合で整備され、インターネットへは公衆回線により接続しており、パソコンが1人1台になっていないことや回線速度が遅いことから授業やクラブ活動でのパソコン、インターネットの利用が困難な状況にあります。

次世代を担う子ども達にとっては、パソコンなどの情報通信機器を利用して情報を入手し、自在に利活用する能力が必要となります。また、これらの情報通信機器を活用した教育は、操作する側が「求めて初めて情報を得ることができる」仕組みとなっており、今までとは異なる主体的な学習活動につながり、子ども達の多様な交流と創造性を育む上でも大きな効果があると期待されています。

このため、早急に学校における情報教育環境の改善が必要となっています。

(2) 市民の情報機器利活用能力・環境の格差

利用者の情報機器の利活用能力や環境において格差が生じ始めており、情報通信ネットワークを利用したシステムを整備しても、すべての市民が利用できる状況にはないことから、初歩的な情報機器の利活用能力を育成するための施策や気軽にインターネットに触れることのできる環境の整備が必要となっています。

(3) 生涯学習の推進

市民の余暇時間の増大などにより、生涯学習の重要性が増しており、気軽に生涯学習を始められるような環境の整備が必要となっております。また、いつでも生涯学習関連情報が検索・収集できるような取り組みを進める必要があります。

(4) 伝統産業・文化の継承と発信

本市には、古くからの伝統産業や伝統文化が数多く残っておりますが、これらの中には後継者が減少し、後世への継承が困難なものもあることから、これらを後世に残していくため、また、この情報を広く発信するためにもこれらの伝統・文化のデジタル化（デジタルアーカイブ）を進めていく必要があります。

4.2 産業・経済分野

(1) 情報化時代に対応した人材の育成

情報化の急速な進展により、市内の労働市場においてもより専門的な技能をもった

人材が求められています。

しかしながら、企業がIT関連の情報スキルをもった人材を求めているにもかかわらず、そうした専門的な技能を持った求職者が少ないことから、「雇用のミスマッチ」現象が拡大し、雇用の改善に結びついていないのが現状です。

このため、求職者に対して、情報化に対応した技能を習得するための支援を行ない、企業のニーズに合った人材を育成していくための施策が必要です。

(2) 新しい経済活動への対応

情報通信技術の進展は、商取引や流通、決済等の経済活動を大きく変えようとしており、地元企業等がこれらの新たな経済活動に対応するため、自らの情報化を積極的に進めることが必要になります。また、地域産業の発展のためには、情報通信技術を用いて規模や業種を超えた産業界全体の情報交流や連携を図っていくことが必要とされます。

このため、本地域の産業界全体が情報化に取り組むことができるよう支援することが必要です。

(3) 新規産業の創出

本地域には、IT関連の製造業や会津大学が立地していることから、これまでIT関連のベンチャー企業が設立されております。

しかしながら、会津大学の開学から8年が経過しようとしており、優秀な研究成果を多数有しているにもかかわらず、高度な大学の研究内容を直接事業化や製品化することが困難であること、会津大学との情報交流の場や学生とのパイプが少ないことなどから、その研究成果を生かしきれず、また、新規創業者や創業予定者においては技術があっても経営面でのノウハウが乏しいケースも多く、質・量ともに十分な企業が育っているとはいえない状況にあります。

IT関連産業は、時代のニーズに適した産業であり、低迷している地域経済の活性化に必要な産業であることから、インフラの整備をはじめ、新規産業創出や育成を支援するための新しい施策が求められています。

(4) 新しい就労形態の支援

情報通信技術の進展によって、在宅や共同オフィス等で活動するSOHOは拡大の一途を辿っています。SOHOの拡大は、様々な事情により就労できずにいる方への就労機会の提供や本市のIT関連産業の発展を促すことができます。また、SOHO同士が意見交換していくことにより、新しい産業が生まれることも考えられます。

しかしながら、現状では、急速な技術進展や広範化する情報化需要に対応するための技術向上、情報交換を行う場所の不足など、SOHOが業務を遂行するにあたって

の課題も多いことから、これらの課題を解決するためのS O H Oの活動に対する支援が求められています。

(5) 観光情報提供への対応

本市は観光産業を基幹産業としていますが、本市を訪れる観光客は平成4年の381万6千人をピークに毎年減少しており、平成12年には270万3千人まで減少しています。観光客数の増加を図るために、本市の特色・魅力を地域が一体となりわかりやすくPRしていくことが求められています。

また、インターネット対応携帯電話が急激に普及していることから、移動中においても観光情報が得られるようにすることも必要となっております。

4.3 保健・医療・福祉分野

(1) 各分野間での情報の共有化

本市は高齢化率が全国平均を上回っており、さらに今後、ますます少子・高齢化が進むことが予想されていることから、保健・医療・福祉分野については、市民の関心も高く、積極的な施策の展開が期待されています。

現在、保健・医療・福祉各分野や各施設間での連携がなされていないことから、情報の共有化等が必要になっていきます。また、あわせて、ネットワークの利用を前提とした個人情報保護条例の改正が必要となります。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の方の知識や経験を生かしたまちづくりが重要になってきており、高齢者の社会参加の促進やボランティア活動の活発化を図るため、それらの情報を広く発信していくことが必要となります。

4.4 行政サービス・市民自治分野

(1) 電子自治体の構築

国では、電子政府の実現に向けた取り組みを実施しており、平成15年度までに届出・申請等手続きを、原則ネットワークを通して行うこととしています。本市においても国の動向に合わせた電子自治体の構築に向けた取り組みを行うことが必要となります。

(2) 多様化する市民ニーズへの対応

市民ニーズが多様化・複雑化する中で、それらにこたえていくため、新しい情報通信技術を用いて市民ニーズを把握しながら、質の高い行政サービスの提供が必要です。

また、市民が安心して生活できるように、きめ細かな防災情報等の提供が求められています。

(3) NPOとの連携

様々な地域課題の解決が求められる中で、行政や民間企業のほか、市民活動団体等のNPO（特定非営利活動法人）が注目されています。地域において住民が主体となったNPOによる地域づくり活動が活発化しており、その活動が地域の活性化に大きな役割を果たしています。

今後、地方分権が推進されるにあたって、地域の特性を生かしていくために、また、市民の多様なニーズにきめ細かく対応していくために、行政がNPOの活動との連携を密に図る必要があります。

4.5 情報通信基盤の整備

高度情報社会においては、現在の文字を中心とした情報のやりとりから動画や音声等を組み合わせた情報のやりとりに変化し、やりとりをおこなう情報量も格段に増えることが予想されます。今後、高速・大容量の情報通信基盤が整備されているか否かが地域の情報化を推進するにあたって、大きな要因ともなることから、地域の優位性につながる情報通信基盤整備を進める必要があります。

情報通信基盤の整備については、従来、民間の通信事業者が主体となって整備すべきものであると考えられてきましたが、地方においては、従来の民間通信事業者や地方公共団体が整備主体となる考え方が示されています。現状では、都市部から地方の順に基盤整備やサービス提供が行われていることから、通信事業者への積極的な働きかけや行政自らが情報通信基盤を整備していくことが必要です。

≡ 5 地域情報化の施策体系 ≡

先に述べた各課題を解決し、市民の皆さんが、より利便性の高い生活を送ることができるよう、以下の施策を推進していきます。

5.1 高度情報社会に対応できる人材の育成と地域文化の振興

(教育・文化分野)

教育・文化分野では、市民が誰でもパソコンやインターネットが使えることができるような環境を整備するとともに、学校教育における情報化の推進や生涯学習の情報化をおこない、学びやすい環境を整備します。

また、デジタルアーカイブ事業を推進し、地域文化の振興を図ります。

推進施策

- (1) 情報格差の解消
- (2) 学校教育における情報化の推進
- (3) 生涯学習の情報化
- (4) デジタルアーカイブの推進

(1) 情報格差の解消

公共施設への公共端末の整備や初歩的な講習会の開催等を行い、すべての市民がパソコンやインターネットを使うことができるような環境を整備します。

また、市民がパソコンなどの情報通信機器の購入やインターネットを導入する際の疑問点等を解消できるような相談窓口を開設します。

(2) 学校教育における情報化の推進

授業やクラブ活動などで子ども達がパソコンやインターネットを活用できるように、学校の情報通信機器や通信回線、教育用コンテンツ等の充実を図っていきます。

(3) 生涯学習の情報化

いつでも、誰でもが生涯学習情報を得ることができるように、インターネットなどを利用した情報の提供を行います。

(4) デジタルアーカイブの推進

本市の有形・無形の文化資産（伝統芸能、祭礼、伝統産業、工芸品、埋蔵文化財、歴史的建造物等）をデジタル化することにより、未永く保存し、貴重な情報を後世に伝えるとともに、さらに、市内外へこれらの情報の発信を行うことにより、本市の特色・魅力をよりわかりやすく伝え、会津ブランドの定着を図ります。

具体的施策

(1) 情報格差の解消

パソコン・インターネット講習会の開催

公共端末の整備拡充

市民パソコン相談窓口の開設

(3) 学校教育における情報化の推進

1人1台に向けた教育用コンピュータ整備の推進

学校内LANの整備

インターネット接続回線の強化

(4) 生涯学習の情報化

インターネットによる生涯学習情報の提供

(5) デジタルアーカイブの推進

インターネット美術館の開設

5.2 地域経済の活性化と新しい産業の育成（産業・経済分野）

産業・経済分野では、情報化時代に対応した人材の育成とともに、地元企業等の情報化の促進や新しい産業や就労形態を支援し、地域経済の活性化を図ります。

また、本市の様々な情報を地域が一体となって発信できるような取り組みを行います。

推進施策

- (1) 情報化時代に対応した人材の育成
- (2) 地元企業・商店・農家等の情報化支援
- (3) 新しい産業の創出・S O H O支援
- (4) 官民一体となった情報発信

(1) 情報化時代に対応した人材の育成

IT関連において企業が求める技能を習得するため、求職者に対し、情報化に対応した専門能力を養成するための講習会を開催します。

(2) 地元企業・商店・農業者等の情報化支援

地元企業や商店、農業者等が高度情報化社会の経済活動に対応できるように、各種団体と連携して情報通信機器の導入や利活用に関する支援を行います。

(3) 新しい産業の創出・SOHO支援

新しい産業の創出や起業、さらにはIT関連企業の誘致による地域の活性化を図るため、地域イントラネット基盤整備事業で整備する高速・大容量の通信網を活用した施策の展開をはじめ、本地域の実情にあった支援策について調査・研究をおこない、新しい支援策を確立します。

そのなかで、新規創業者や創業予定者などに対し、経営相談などの支援サービスと高速・大容量の通信回線など情報環境の整った施設を提供することにより、新規事業の創出や成長を支援します。

また、新しい就業スタイルとして定着しつつあるSOHOに対し、今後の情報化需要に応えるための技術向上に対する支援を行うとともに、SOHO同士で情報交換や意見交換ができるような場を整備します。

(4) 官民一体となった情報発信

現在、各種団体等が個々に情報発信をおこなっていますが、わかりやすく且つ効果的な情報発信となるよう関係団体等と協議を進めながら、地域が一体となった情報発信を行っていきます。

具体的施策

(1) 情報化時代に対応した人材の育成

情報化時代に対応できる専門能力者の養成講座の実施

(2) 地元企業・商店・農業者等の情報化支援

各種団体と連携した普及・啓蒙活動の実施

各種団体と連携した情報通信機器導入支援施策の確立

(3) 新しい産業の育成・SOHO支援

インキュベート施設⁽¹⁾の開設

SOHOスキルアップ研修の実施

情報交換の場の整備

1 インキュベート施設

新規産業創出を支援するための施設で、高速な通信回線の無料提供などの支援を行っている施設が多い。

- インフラの整備・活用
- 産学連携促進のための支援施策の確立
- (4) 官民一体となった情報発信
- ホームページリンクの整備による地域情報の一体化

5.3 健やかに生活できる社会形成の推進（保健・医療・福祉分野）

保健・医療・福祉分野では、各団体間の連携などによる利便性の向上や事務の効率化を図ります。

推進施策

- (1) 保健・医療・福祉間の連携
- (2) 福祉サービス等の利便性の向上

(1) 保健・医療・福祉間の連携

保健、医療、福祉をネットワーク化し、各団体間で情報の交換、共有ができるようなシステムを導入します。

(2) 福祉サービス等の利便性の向上

ＩＣカード（¹）等を用いて各種医療費助成受給者証や病院の診察券などの情報を連携させることにより、申請手続きの簡素化などを図り、事務の効率化と利用者の利便性の向上を図ります。

具体的施策

(1) 保健・医療・福祉間の連携

保健、医療、福祉の各団体間のネットワーク化

(2) 福祉サービス等の利便性の向上

ＩＣカードによる申請手続きの利便性の向上

1 ＩＣカード

ＩＣカードとは、ＩＣ（集積回路）チップが内蔵された、キャッシュカードやクレジットカードと同じようなサイズのカード

5.4 快適で安心できるくらしの実現（行政サービス・市民自治分野）

情報通信技術を用いて市民の利便性の向上や安全の確保、市民の行政参加の促進を図ります。

推進施策

- (1) 手続きのオンライン化
- (2) 市民の行政参加の促進
- (3) 防災等の情報提供
- (4) ボランティア・NPO情報の提供
- (5) 各種資料のデジタル化

(1) 手続きのオンライン化

国の電子政府の構築にあわせた機器の整備や電子決済・電子文書の管理システムの導入、条例等の見直しをおこない、場所や時間を問わずに手続きが行えるよう申請・届出等の手続きのオンライン化を図ります。

(2) 市民の行政参加の促進

今後の地域づくりにおいては、市民と行政のコンセンサスの形成が非常に重要であり、情報通信技術を活用し、積極的に情報を公開していくとともに、市民の行政参加を推進します。

また、市政の様々なテーマに関して市民同士で意見交換や情報交換ができる場を提供します。

(3) 防災等の情報提供

市民の皆さんが安心して生活を送れるよう、雪害・水害等の防災情報を提供するとともに、災害等が発生した場合には、情報通信技術の大きな特徴である即時性・双方向性を活かし、即時に情報を提供します。

(4) ボランティア・NPO情報の提供

ボランティアやNPOの活動情報等を広く発信し、より多くの方に活動に参加していただくことにより、これらの活動を活発化させ、市民が主体となったまちづくりの推進を図ります。

(5) 各種資料のデジタル化

市の各種計画書や報告書、統計資料等、市が公表している様々な資料をデジタル化し、インターネット等で広く発信することにより、いつでも、誰でもそれらの資料を見ることができるようにします。

具体的施策

(1) 手続きのオンライン化

インターネットによる各種申請様式の提供
市役所における1人1台パソコンの整備
電子決裁システム・電子文書管理システムの導入
オンライン申請の実施

(2) 市民の行政参加の促進

インターネットによる市政情報の公開
様々なテーマでの電子会議室の開設

(3) 防災等の情報提供

メーリングリスト⁽¹⁾を利用した情報の提供
携帯電話等への情報発信

(4) ボランティア・NPO情報の提供

インターネットによるボランティア・NPO情報の発信

(5) 各種資料のデジタル化

各種資料のデジタル化とインターネットによる情報発信
例規集のデジタル化

5.5 情報通信基盤の整備

光ケーブルなどによる高速・大容量の地域の情報通信基盤を整備し、高度情報社会における地域の優位性を確立します。

推進施策

- (1) 民間の通信事業者との連携
- (2) 総合行政ネットワークとの連携
- (3) 地域のネットワークの整備

1 メーリングリスト

インターネットメールを利用して、参加者全員に同じメールを配信するシステム

(1) 民間の通信事業者等との連携

本地域における情報通信基盤の早期整備について民間の通信事業者に働きかけるとともに、通信事業者等と連携しながら国のモデル事業等を実施するなどにより、情報通信基盤の早期整備を図ります。

(2) 総合行政ネットワークとの連携

国が実施する総合行政ネットワークの整備に呼応した取り組みを積極的に実施し、国や県、全国の地方自治体とのネットワークを構築することにより、国・県の「電子政府」や「電子県庁」構想に準ずる「電子市役所」の実現に向けた整備を行います。

(3) 地域のネットワークの整備

公共施設間や小中学校間を光ファイバーケーブル等で結んだ高速・大容量の地域のネットワークを整備し、情報通信技術を用いた新しい行政サービスやベンチャー企業支援等に利用していきます。

具体的施策

(1) 民間の通信事業者等との連携

情報通信基盤の早期整備に向けた通信事業者への働きかけ
モデル事業等の実施による情報通信基盤の整備促進

(2) 総合行政ネットワークとの連携

県との行政ネットワークの構築

(3) 地域のネットワークの整備

公共施設、小中学校の光ファイバケーブルによる高速ネットワークの整備

5.6 施策スケジュール

			平成13年度	平成14年度	平成15年度
高度情報社会に対応できる人材の育成と地域文化の振興	情報格差の解消	講習会の開催	実施		
		公共端末の整備	実施		
		パソコン相談窓口の開設	調査・検討・実施		
	学校教育における情報化の推進	教育用コンピュータの整備	段階的整備		
		学校内LANの整備	段階的整備		
		インターネット回線の強化	段階的整備		
	生涯学習の情報化	インターネットによる生涯学習情報の提供	検討・実施		
デジタルアーカイブの推進	インターネット美術館の開設	調査・検討・実施			
地域経済の活性化と新しい産業の創出	情報化時代に対応した人材の育成	専門能力者養成講座の実施	調査・検討・実施		
	地元企業・商店・農業者等の情報化支援	普及・啓蒙活動の実施	調査・検討・実施		
		情報通信機器導入支援施策の確立	調査・検討・実施		
	新しい産業の創出・SOHO支援	インキュベート施設の開設	調査・検討・実施		
		スキルアップ研修の実施	調査・検討・実施		
		情報交換の場の整備	調査・検討・実施		
		インフラの整備・活用	調査・検討・実施		
		産学連携促進支援施策の確立	調査・検討・実施		
	官民一体となった情報発信	ホームページリンクの整備	各団体との協議・実施		

			平成13年度	平成14年度	平成15年度
健やかに生活できる社会形成の推進	保健・医療・福祉間の連携	各団体間のネットワーク化	調査・検討・実施		
	福祉サービス等の利便性の向上	ICカードによる利便性の向上	検討・実施		
快適で安心できるくらしの実現	手続きのオンライン化	インターネットによる各種申請様式の提供	実施		
		市役所における1人1台パソコンの整備	段階的整備		
		電子決裁システム・電子文書管理システムの導入	検討・実施		
		オンライン申請の実施	検討・実施		
	市民の行政参加の促進	インターネットによる市政情報の公開	検討・実施		
		電子会議室の開設	実施		
	防災等の情報提供	メーリングリストを利用した情報提供	実施		
		携帯電話等への情報発信	実施		
	ボランティア・NPO情報の提供	インターネットによるボランティア・NPO情報の発信	実施		
	各種資料のデジタル化	各種資料のデジタル化とインターネットによる情報発信	検討・実施		
例規集のデジタル化		実施			
情報通信基盤の整備	民間の通信事業者との連携	通信事業者への働きかけ	実施		
		モデル事業等の実施による情報通信基盤の整備促進	調査・検討・実施		
	総合行政ネットワークとの連携	県との行政ネットワークの整備	実施		
	地域のネットワークの整備	光ケーブルによる高速ネットワークの整備	段階的整備		

≡ 6 施策の推進に向けて

地域情報化施策を円滑にすすめるために必要な事項を示します。

6.1 市民と産・学・官の役割分担

地域情報化については、市民、各種団体、企業、大学、行政などがそれぞれの役割を担いながら進める必要があります。これらの団体に期待する主な役割は次のとおりです。

施策体系	市民 市民団体	企業 各種団体	大学	国・県	市
教育・文化分野	参加	-	助言・指導 共同研究	実施 参加 協力	実施
産業・経済分野	-	実施 参加・協力			実施 支援
保健・医療・福祉分野	-	実施 参加・協力			実施
行政サービス・市民自治分野	参加・協力	-			実施
情報通信基盤の整備	-	実施			実施

6.2 地域情報化推進体制の確立

地域情報化については、地域を構成する市民、企業、大学、行政等が相互に連携しながら、各分野の情報化施策を一体となって展開していくとともに、常に情報通信技術の変化・動向に関する情報や市民ニーズを把握していく必要があります。

このため、電子会議室等により市民ニーズを的確に捉えながら、産・学・官の関係機関相互による意見交換の場を設定し、地域情報化の効率的な推進を図ります。

6.3 会津大学との連携

会津大学と地域の連携・交流を積極的に推進し、地域と会津大学が連携した事業による先進的な情報化事業の実施や人材の育成、会津大学関係者からの助言・指導を受ける

ことができる体制の整備などにより、会津大学の知的資源を積極的に地域に取り込んでいきます。

6.4 地域情報化の推進における留意事項

(1) セキュリティ対策

情報システム、ネットワーク等の整備は市民の利便性を向上させる一方で個人情報等を様々な脅威にさらすことにもなることから、これらの脅威から守るためのセキュリティ対策を万全にしていきます。

(2) 広域的な取り組み

情報化がもたらす恩恵は会津若松市の行政圏域の中だけで完結するものではなく、市民の利便性をより向上させるためにも、近隣市町村をはじめとする広域での連携についても検討していきます。

(3) 社会経済情勢の変化等への対応

社会経済情勢の変化や情報通信技術の進展・普及、また、これらに伴う市民ニーズの変化などを見極めながら、これらの変化等に柔軟に対応できるような取り組みをおこなっていきます。